

指定介護老人福祉施設

ユニット型特別養護老人ホーム 南海の丘

運 営 規 程

社会福祉法人 樹園

ユニット型特別養護老人ホーム 南海の丘 運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人樹園が設置運営するユニット型特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）南海の丘（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の適切かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、入居者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

（運営方針）

第2条 施設は、少数の居室及び当該居室に隣接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」と言う。）ごとにおいて〔施設サービス計画〕に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭におき、一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の支援、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話等、諸サービスを提供し、入居者が相互に社会的関係を築きながら、その有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視しながら、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

第2章 施設の名称等

（施設の名称及び所在地等）

第3条 施設の名称所在地は、次のとおりとします。

- （1）名称 ユニット型特別養護老人ホーム 南海の丘
- （2）所在地 秋田県男鹿市船川港台島字中台108番地

第3章 従業者の職種、員数及び職務の内容

（従業者の職種及び定数）

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員及び設備、運営に関する基準」等示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとします。ただし、法令に基づき兼務することが出来るものとします。

- 一 施設長 1名
- 二 生活相談員 1名以上
- 三 介護支援専門員 1名以上

- 四 介護員 10名以上
- 五 看護員 2名以上
- 六 機能訓練指導員 1名以上
- 七 嘱託医師 1名
- 八 管理栄養士(栄養士) 1名
- 九 事務員 1名
- 十 調理員 1名以上

2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことが出来るものとします。

(職務)

第5条 従業者は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行います。職務内容は次のとおりとします。詳細は別紙職務分担表によるものとする。職務内容は次のとおりとします。

一 施設長

施設の業務を総括するとともに、福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割に従業者に伝え指導します。従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。施設長に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が施設長の職務を代行します。

二 生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言及び援助を行います。

三 介護支援専門員

居宅生活入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自律した日常生活を営む上での課題を捉えて、〔施設サービス計画書〕を作成し、実施状況を把握するとともに、必要があれば計画を変更して入居者の満足度を確保することを行います。

四 介護員

入居者の日常生活の介護、援助業務を行います。

五 看護員

入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事します。医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生管理に関わることを行います。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り看護に係る体制整備を図ります。

六 機能訓練指導員

入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

七 嘱託医師

入居者の診察、健康管理及び療養上の指導、施設の保健衛生指導等を行います。

八 管理栄養士(栄養士)

献立表、栄養管理、栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導等を行います。

九 事務員

施設の庶務及び会計事務を行います。

十 調理員

入居者に提供する食事の調理業務を行います。

- 2 従業者は、別に定める〔介護マニュアル〕〔感染症対策マニュアル〕〔事故防止対策マニュアル〕を遵守することとします。
- 3 日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護員又は看護員を、夜間及び深夜については２ユニットごとに常時１人以上の介護員又は看護員を介護に従事させるものとします。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとします。

第４章 入居定員

（定員）

第６条 施設の入居定員は３０名とします。

- 2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させることはありません。

第５章 居室及びユニット

（居室及びユニット）

第７条 施設が提供する居室は個室とし、施設が提供する居室は〔重要事項説明書〕に記載するとおりとします。その際、選択する居室は、入居者の希望及び居室の空室状況等によります。

- 2 ユニット数は３ユニットとします。
- 3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられています。
- 4 １ユニット定員は、１０名とします。

第６章 設備及び備品等

（居室）

第８条 施設は、入居者の居室にベッド・枕元灯・吊収納棚・エアコン・ナースコール等を備品として備えています。

（医務室・静養室）

第９条 施設は、入居者の診療・治療のために、医務室（医療法に規定する診療所）を設け、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備えています。入居者が居室で静養することが一時的に困難な状態のときに静養室として設けています。

（共同生活室）

第１０条 施設は、入居者が使用できる十分な広さを備えた共同生活室をユニットごとに設け、ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活が営めるよう必要な設備、構造になっています。

- 2 入居者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるように、共同生活室に台所洗い場を設け簡易な調理設備・冷蔵庫等が設置されています。

- 3 入居者が食事など行うことができるように使用できる、テーブル・椅子など備品類を備えています。
- 4 入居者が個々の目的に応じた機能訓練ができるように多目的ホール・共同生活室で対応します。

（浴室）

第 1 1 条 施設は、浴室には入居者が使用しやすいように、各ユニットに個浴槽（ユニットバス）を、他に特殊浴槽を設けています。

（洗面所及びトイレ）

第 1 2 条 施設は、居室内に洗面所を設置し、ユニットごとにトイレを設けています。

第 7 章 契約及び運営

（内容及び手続の説明並びに同意及び契約）

第 1 3 条 施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又は家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

（受給資格等の確認）

第 1 4 条 施設は、サービスの利用を希望する者が提示する介護保険被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び有効期間を確認することができます

（入居退去）

第 1 5 条 施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、且つ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供します。

2 施設は、正当な理由なくサービス提供を拒否することはありません。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設等を紹介等の適切な措置を速やかに講じることとします。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や生活歴、病歴等の把握に努めます。

5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討し、その内容を記録します。検討に当たっては従業者間（生活相談員、介護員、看護員、介護支援専門員）で協議します。

6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族の要望、退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退去のための援助を行います。

7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第 8 章 入居者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

（施設サービス計画の作成と開示）

第 1 6 条 施設長は、介護支援専門員に、〔施設サービス計画書〕の作成に関する業務を担当

させるものとします。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱えている問題点を明らかにし、入居者の自律した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題（アセスメント）を把握します。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者やその家族の希望・意向及び入居者について把握したアセスメントに基づき、サービス内容を記載した〔施設サービス計画書〕の原案を作成します。サービス担当者会議を開催し、原案の内容について介護員及び看護員等から意見を求めます。入居者及び家族に対して原案の内容を説明し同意を得るものとします。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の立案について入居者に説明し同意を得ます。
- 5 計画担当介護支援専門員は、〔施設サービス計画書〕作成後、施設サービス実施状況を把握し（モニタリング）、他の従業者と連携を図り、入居者のニーズに変化がある時は、他の従業者との円滑な連絡体制を整え、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとします。
- 6 上記に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、施設内にて閲覧できるものとします。
- 7 上記の記録は、契約終了後5年間保存することとします。

（サービスの提供）

- 第17条 施設は、サービスの提供にあたっては、入居者又はその家族に対して、〔施設サービス計画書〕等に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。又、〔施設サービス計画書〕等を基本としてサービスを提供するものとします。

（サービスの提供の記録と連携）

- 第18条 施設は、〔施設サービス計画書〕等に則って行ったサービス提供時の入居者の心身状況や家族への対応等を記録し、必要部署と連携をするものとします。
- 2 施設は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、契約終了後から5年間保存するものとします。

（サービスの取り扱い方針）

- 第19条 施設は、入居者の要介護状態の改善又は悪化の防止に資するように、入居者の心身の状態等に応じて入居者本位の適切なサービスを行います。
- 2 サービスの提供に当たっては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
 - 3 施設は、サービスを提供するに当たっては、〔施設サービス計画書〕に基づいて、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるように、漫然かつ画一的なものにならないように配慮して行います。
 - 4 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って、本人主体の自己決定の意思に基づいて生活を営むことができるよう配慮して行うものとします。
 - 5 施設は、サービス提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
 - 6 施設は、サービスを提供するに当たって、入居者の人権に十分配慮し、心身的虐待

行為を禁止します。入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。また、身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

- 7 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、サービスの評価を常に見直すことで改善を図ることにします。

（介護の内容）

第20条 介護は、各ユニットにおいて相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行います。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれが役割を持って行うための適切な支援をします
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により1週間に2回以上入浴（入浴ができないときは清拭）を行います。但し、入居者に傷病があり伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴するのが適切でないと判断する場合には入浴を行わないことができることとします。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じ、又個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、おむつを適宜取り替えるものとします。
- 5 施設は、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の日常生活常の行為を適切に行います。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制の整備をします。
- 7 上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の入居者の状態に合わせて、「施設サービス計画書」に沿って提供するものとします。
- 8 施設は、常時1人以上の常勤の介護員を介護に従事させます。
- 9 施設は、入居者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせないこととします。

（リネン交換）

第21条 週1回、居室のリネン交換を行います。その他汚れた時に随時交換を行います。

（食事の提供）

第22条 食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫した献立を作成し、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとします。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行い、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとします。
- 3 食事の時間は、次のとおりとします。
 - （1）朝食 午前 7時30分 ～ 午前9時30分
 - （2）昼食 午後12時00分 ～ 午後2時00分
 - （3）夕食 午後 6時00分 ～ 午後8時00分
- 4 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができます。
- 5 最低1日前に、予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとします。

- 6 医師の食事箋による特別食を提供する事ができます。
- 7 年間を通じて、季節感あふれる家庭的な料理を提供します。又入居者個人の嗜好により代替食・選択食を提供します。
- 8 食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事が摂れるよう支援し、共同生活室で食事を摂ることができない入居者にあっては、その状況に応じて支援するものとします。

(送迎)

第23条 入居者の入居及び退去時には、入居者又は家族の希望、入居者の状態により自宅まで送迎を行います。

- 2 送迎を行う通常の実施地域は、原則として男鹿市、潟上市、秋田市、南秋地域とします。

(相談及び援助)

第24条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

- 2 施設は、要介護認定を受けていない入居希望者について、要介護認定の申請を既に行われているかどうか確認し、必要な援助を行います。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとします。

(社会生活上の便宜の供与)

第25条 施設は、入居者の趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会と設備を整え、入居者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとします。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族において行うことが困難である場合は、申し出及び同意に基づき、施設が代わって行うことができるものとします。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めます。

(機能訓練)

第26条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、入居者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができるものとします。

(健康管理)

第27条 医師又は看護師は、常に入居者の健康の状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとします。

- 2 医務室には、常時必要な医薬品及び診療用器材器具を備え付けるものとします。
- 3 入居者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに別に定める協力病院等に引き継ぐものとします。

(栄養管理)

第28条 個々の入居者の栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを医師、管理栄養士（又は栄養士）、看護師、介護員等の多職種協働により行うものとします。

- 2 入居者全員に栄養ケアマネジメントを行い、必要者には経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行うものとします。

(入居者の入院中の取扱い)

第29条 施設は、入居者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね3ヶ月以

内の退院が明らかに見込まれる場合には、入居者及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居することができるよう配慮します。

（入院ベッドの活用）

第30条 入院中の空きベッドは、介護保険法による空きベッドを入居者の承諾を得て、他者が使用できるものとします。

（緊急時の対応）

第31条 身体状況の急激な変化等で緊急に従業者の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で従業者の対応を求めることができるものとします。

2 従業者はナースコールで入居者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとします。

3 入居者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、協力医療機関及び各関係機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡する等の必要な措置を講じ、救急車対応を行うものとします。又、従業者は施設長に報告する義務を負うものとします。

（利用料及びその他の費用等）

第32条 サービスを提供した場合の施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準による介護報酬の告示のものとし、施設サービスにかかる費用として〔別紙〕記載の利用料の1割負担分と居室及び食事代、入居者の選択によりかかるサービスの利用料の合計額とします。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、予め利用者に対し説明を行い入居者の同意を得るものとします。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

3 施設は、前2項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、入居者から費用の支払いを受けることができます。

一 食事の提供に要する費用

二 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別の居住に要する費用

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用

四 預り金管理料

五 理美容代

六 日常生活費のうち、入居者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、施設長が別に定めるものとします。

5 施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得るものとします。

6 利用料は暦月によって、月額利用料を毎月支払うものとし、利用開始又は利用終了に伴って1ヶ月に満たない期間を利用した場合等は、日割り計算によって計算するものとします。

7 施設の入居者は、月額利用料を請求月の末日までに、施設に、現金又は自動口座振替で支払うものとします。

8 施設は、入居者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき入居者から支払を受けた時には領収書を、それぞれ入居者に交

付するものとします。また、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けたときには、当該サービス提供に係る証明書を交付するものとします。

（利用料等の変更）

第 33 条 施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更する事ができます。

2 施設は、利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第 9 章 施設の利用に当たっての留意事項

（自己選択の生活と共同生活の尊重）

第 34 条 入居者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則としますが、共同生活である事を深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとします。

（外出及び外泊）

第 35 条 入居者は、外出（短時間のものは除く）又は外泊を希望する時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する日時をあらかじめ施設長に届け出て許可を得るものとします。

2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならないものとします。

（面会）

第 36 条 入居者と外来者が面会をしようとするときは、外来者が玄関に備え付けの面会簿に所定事項を記載するものとします。施設長は特に必要ある時は面会の場所や時間を指定することができるものとします。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず従業者に伝えるものとします。

（健康管理）

第 37 条 入居者は、努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを受診し、予防接種も受けるものとします。

（身上変更の届出）

第 38 条 入居者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに施設長に届け出なければならないものとします。

（喫煙・飲酒）

第 39 条 健康増進法の精神に則り、喫煙・飲酒は施設内の所定の場所及び時間で行うことができるものとし、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙・禁酒にご協力頂きます。

（禁止行為）

第 40 条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならないものとします。

- 一 指定された場所以外で火気の使用、又は自炊すること。
- 二 けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- 三 政治活動、宗教活動、習慣等により、自己の利益の為に他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷したりすること。
- 四 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- 五 故意又は無断で、施設もしくは施設の備品に損害を与えること、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

(入居者に関する市町村への通知)

第41条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとします。

- 一 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(衛生管理等)

第42条 入居者は施設の清潔、整備、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとします。

- 2 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。
- 3 入居に当たって、感染症、害虫の施設内持ち込み防止等環境衛生保持のため、衣類、家具等持ち込み品については清潔と認められるものとします。
- 4 施設長、医師、看護師、衛生管理者は、次の各号の実施に努めるものとします。
 - (1) 衛生知識の普及、伝達
 - (2) 原則年1回以上の防虫防鼠消毒及び年1回の大掃除
 - (3) その他必要なこと

(感染症対策)

第43条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- 一 感染症又は食中毒の予防及びまん延のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直しをし、研修及び訓練(シミュレーション)を定期的に(年2回以上)行い、介護員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。
- 二 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための検討する対策委員会をおおむね3月に1回程度定期的に開催することとします。
- 三 その他関係通知の遵守、徹底と併せて平時からの備え(備蓄品の確保など)、初動対応感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定します。従業者に周知を行っていくこととします。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第44条 施設は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生の指針を定め、事故を防止するための体制を整備するものとする。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、再発防止対策に努めその対応について協議します。
- 3 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制の整備をします。
- 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。但し、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- 5 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的(年2回以上)に施設内職員研修を実施することとします。
- 6 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこととします

（損害賠償）

第45条 入居者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができるものとします。

第10章 従業員の服務規程と質の確保

（従業員の服務規程）

第46条 従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 入居者に対しては、人権を尊重し、自律支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度に心掛ける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

（従業員の質の確保）

第47条 施設は、従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

（個人情報の保護）

第48条 施設及び従業員は、業務上知り得た契約者、入居者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとします。それ以外の場合は、契約及び契約終了後においても第三者に対して秘密を保持することを厳守します。

- 2 施設は、従業員の退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らすことのないように必要な措置を講じます。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対し、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとします。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、入居者及び家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表し、施設内に掲示します。

第11章 非常災害対策

（非常時、災害時の対応）

第49条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとします。

- 2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の計画を立て、定期的に従業員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として年2回以上訓練（シミュレーション）を実施することとします。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間を想定した訓練を実施するものとします。
- 3 施設は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならないこととします。

- 4 入居者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、従業者に事態の発生を知らせるものとします。
- 5 施設の火災通報装置は煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっています。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されています。
- 6 非常用備蓄食料品は、災害対応として最低3日以上とします。
- 7 施設は、平常時の対応（必需品の備蓄など）緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定すること。

第12章 その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第50条 施設は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めます。

- 2 従業者の勤務の体制は、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮します。
- 3 施設は、当該施設の従業者によってサービスを提供するものとします。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 4 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第51条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとします。

（1）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者を施設長とし、担当者を定め、虐待防止検討委員会を設置する。

（2）虐待防止検討委員会は、虐待防止のための指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。

（3）成年後見制度の利用支援

（4）虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修（年2回以上）を定期的に実施。

（5）虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また当該事案の発生の原因と再発防止策について速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い再発防止に努める。

2 従業者は入居者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはなりません。

- （1）殴る、蹴る等直接入居者の身体に侵害を与える行為。
- （2）合理的な範囲を超えて、長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- （3）廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- （4）強引に引きずるようにして連れて行くこと。
- （5）食事を与えないこと。
- （6）入居者の健康状態から見て必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- （7）乱暴な言葉遣いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

(8) 施設を退居させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。

(9) 性的な嫌がらせをすること。

(10) 当該利用者を無視すること。

(身体的拘束)

第 5 2 条 施設は、入居者の身体的拘束を行いません。万一、入居者又は他の入居者、従業者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、〔緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書〕に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束を行うことができるものとします。

(褥瘡対策)

第 5 3 条 施設は、入居者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、対策方針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

(苦情対応)

第 5 4 条 施設は、提供されたサービス等に関する入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために苦情受付窓口の設置や、第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 入居者又は家族から苦情の申し出があった場合、施設は、苦情内容等を記録し、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入居者又は家族に報告するものとします。

3 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者の苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

4 施設は、提供サービスに関する入居者からの苦情に関して、秋田県国民健康保険団体連合会及び秋田県運営適正委員会が実施する調査等に協力するとともに秋田県国民健康保険団体連合会及び秋田県運営適正委員会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善をします。

5 施設は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な取扱いも行いません。

(利用資格)

第 5 5 条 施設の利用資格は、要介護認定にて要介護と認定され、本施設の利用を希望する方であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる入居者及びその他法令により入居できる者とします。

2 厚生労働省制定の緊急度判定基準において対象者と認定され、施設の入居判定委員会にて入居と判定された者で、居室の状況に適応する方より入居します。

(施設・設備)

第 5 6 条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が入居者と協議の上決定するものとします。

2 入居者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとします。

3 施設、設備等の維持管理は従業員が行うものとします。

(看取り介護)

第 5 7 条 施設は、看取りに関する指針を定め、入居の際に、入居者に指針の内容を説明し、同意を得るものとします。

2 指針に基づき、看取りに関する従業者研修を行うものとします。

3 看取りは入居者の居室で行うものとします。

(排泄の自立支援)

第 58 条 快適で自律した生活が得られるように、個々の入居者の水分や食事の摂取量を把握し、その人の生活のリズムを捉え、積極的に排泄の自立支援に取り組みます。

(葬儀)

第 59 条 死亡した入居者に葬儀を行う方がいない時及び遺留金品がある場合は、施設長は、老人福祉法第 11 条 2 項の規定及び関係市町村と協議して葬儀及び所要の引き渡し等を行うものとします。

(介護サービス情報の公表)

第 60 条 社会福祉法第 24 条等及び介護保険法に則り、市民が社会福祉法人樹園 ユニット型特別養護老人ホーム南海の丘が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設のホームページ等において行います。

(地域との連携)

第 61 条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

(記録の整備)

第 62 条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、契約終了後から 5 年間保存するものとします。

(掲示)

第 63 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を掲示します。

(協力医療機関等)

第 64 条 施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 65 条 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護保険者に当施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しません。

2 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当施設の退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しません。

(その他)

第 66 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は施設と施設長との協議に基づいて定めるものとします。

第 13 章 雑 則

(委任)

第 67 条 この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定めることとします。

(改正)

第 68 条 この規程を改正、廃止するときは社会福祉法人樹園理事会の議決を得るものとします。

附則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。
附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。
附則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。